

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

1 必要書類

- 申請書（正・副の2部提出／農地等の明細書含む）
- 申請場所の位置図（案内図）…該当箇所を朱書き
- 申請場所の公図（市税務課のもので可）…該当箇所を朱書き
- 営農計画書
- 遺産分割協議書の写しもしくは相続後の登記事項証明書
（全部事項証明書）
- 相続税の納税猶予に関する適格者証明書チェック表
（市外の相続者の方の場合は、以下の様式も含みます）
- 相続人の農家台帳
- 被相続人の農家台帳
（相続人と被相続人が同一世帯の場合は不要）

2 締め切り

この証明は農業委員会総会にて審議する関係上、毎月**5日**が締め切り日です（5日が休日の場合は次の開庁日）。

3 証明目安

25日頃（毎月20日前後に開催される農業委員会総会終了後）